

差入保証金

- ・差入保証金とは、事務所などを借りて事業をする場合の、賃貸借契約にあたり、()として差し入れる()などの保証金をいう。

○用語○

賃貸借契約…賃料を授受し、不動産等の貸し借りをする契約。

担保…お金が払えなくなった場合に、代わりとなる保証金やモノ。

敷金…(事務所などを)借りる人が大家さんに預けておく保証金。

滞納した場合や退去時の修繕等に利用される場合があり、通常は、「家賃の〇ヶ月分」といった形で預ける。

- ・なお、差し入れた敷金は、契約が終了する解約時に原則として全額が()される。

- ・そのため、差入保証金は「後日でお金が返ってくる権利」があることから()の勘定科目となる。



仕訳の練習問題

- ・下記の取引について、仕訳を行いなさい。

1. 事務所の賃貸借契約を行い、仲介手数料 20,000 円、敷金 160,000 円、初月賃料 40,000 円を当社の普通預金口座から振り込んだ。

2. 事務所の退去に伴い、敷金 160,000 円が返還され、現金を受取った。

1. () ()
()
()

2. () ()

●ポイント●「仲介手数料」について

不動産の取得…()の()に含めて処理。

不動産の賃貸…()として()処理。

